

介護予防支援事業の運営規定

（事業の目的）

第1条 きらり健康生活協同組合が設置する福島市中央西地域包括支援センター（以下「事業所」という）が行う介護予防支援及び介護予防ケアマネジメントの事業の適正な運営を確保するため、事業所の人員及び管理運営に関する事項を定め、要支援状態にある高齢者等（以下「利用者」という）に対し、適正な指定介護予防支援及び介護予防ケアマネジメントを提供することを目的とする。

（運営の方針）

第2条 運営の方針は次に掲げるところによるものとする。

- （1）指定介護予防支援及び介護予防ケアマネジメントの事業は、利用者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、利用者の選択に基づき、適切な保健医療サービスおよび福祉サービスが、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行う。
- （2）介護予防支援及び介護予防ケアマネジメントの提供にあたり、利用者の意思および人格を尊重し、常に利用者の立場に立って利用者に提供される指定介護予防サービス等が特定の種類及び特定の介護予防サービス事業者に不当に偏ることの無いよう、公正中立に行う。
- （3）事業の運営に当たっては、福島市をはじめ医療・介護の関係施設及び地域の諸団体、自主的なサービスを含めた地域における様々な取り組みとの連携など、地域包括ケアの推進に努める。

（事業所の名称および所在地）

第3条 この事業所の名称および所在地は次のとおりとする。

- （1）名称 福島市中央西地域包括支援センター
- （2）所在地 福島市野田町1丁目12-72

（職員の種類、員数及び職務内容）

第4条 この事務所に勤務する職員の種類、員数及び職務の内容は、次のとおりとする。

- （1）管理者 1名
管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行う。
- （2）担当職員 4名
担当職員は、要支援者及び事業対象者の依頼を受けて、介護予防サービスおよびケアマネジメント計画の作成をするとともに、指定介護予防事業者との連絡調整を行う。

（営業日及び営業時間）

第5条 事業所の営業日数及び営業時間は次の通りとする。

- （1）営業日 月曜日から土曜日とする。ただし、国民の祝日と夏期・年末年始（日程は事業所が定める期間）を除く。

(2) 営業時間 午前8時30分から午後5時20分までとする。

(3) 電話等により24時間常時連絡が可能な体制とする。

(指定介護予防支援の提供方法および内容)

第6条 指定介護予防支援及び介護予防ケアマネジメントの提供方法は次の通りとする。

- (1) (介護予防支援の場合、福島市より外部資料を入手) 利用者宅を訪問し、利用者及び家族のアセスメントを行い、その結果をもとに介護予防サービス計画書の原案を作成する。
- (2) サービス担当者会議の開催等により、専門的意見を聴取し、利用者及びその家族の同意を得た後、介護予防サービス計画書もしくはケアマネジメント計画書を利用者の了承のもと交付する。
- (3) 適切なサービスが提供されるよう介護予防サービス事業所との連絡調整を行うとともに、電話連絡や訪問等の方法で状況確認しながら、計画の達成状況について評価を行い、サービスが適切に実施されているか確認する。

(利用料等)

第7条 指定介護予防支援を提供した場合の利用者負担額は、厚生労働大臣が定める基準(介護報酬の告示上額)によるものにする。

介護保険制度から全額支給されるので、原則として自己負担はありません。

総合事業対象者の方は、福島市から全額給付されるので、自己負担はありません。

ただし、利用者が介護保険料を滞納している場合、介護保険料の未納期間に応じて介護保険が一時的に差止められたり、費用の全額を負担していただくなど、滞納期間に応じた措置が取られます。

(通常の事業実施地域)

第8条 通常の実施地域は、福島市より委託を受けた区域とする。

太田町・三河南町・三河北町・須川町・野田町1~7丁目・野田町(相沢・街道北・加賀屋敷・上沼田・清水尻・下川原・清合内・清合内前・台・竹ノ内・田中・寺ノ内・中ノ町・八郎内・八天・蛭田・蛭田淵・三河尻・三河尻前・三河尻南・道添・道端・明神前・森相下・毘掛)・公事田・下谷地・下野寺(五本松・長泥・長泥前)
東中央1丁目・南中央1丁目(1,2-1~2-3,3~7,8-1~8-4,9-1,9-2,10-1~10-3,11-1,11-2,12,13,14-1~14-4,15~18,26-1,26-2,28~31,32-1,32-2,
52-1~52-13,53~55,56-1,56-2,57,64,76~78,79-1~79-8,80~86,100-2,
101,103-2,105,106,113~116) 南中央4丁目(6-1~6-3,6-5,6-6)

(個人情報の保護)

第9条 事業所の個人情報の取扱いに関する事項は次のようにとする。

- 1 事業者は、利用者及びその家族に関する個人情報について「個人情報保護法」を遵守し適切な取扱いに努めるものとする。
- 2 個人情報については、医療・介護サービス提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については必要に応じて利用者及びその家族の同意を得るものとする。
- 3 従業者は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
- 4 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持するため、従業者でなくなった後においても、これらの秘密を保持すべき旨に従業者との雇用契約の内容とする。

(事故発生時の対応)

第10条 事業者はサービスの提供に当たり、万が一事故が発生した場合、しかるべき措置をした後、速やかに家族並びに事業者管理者に報告するものとし、管理者は保険者等の関係部署に報告し、指示を仰ぐものとする。また事故原因が事業者側の責任である場合には、責任の範囲内で誠意を持って対応するものとする。

- 2 管理者は事故が発生した場合には、事故報告書を整備し、再発防止に努める。
- 3 サービス提供中に、利用者の血液、体液によるサービス提供職員への暴露、針刺し事故が発生した場合で、利用者のC型肝炎等の感染情報が無い場合、利用者の感染症に関する検査を行い、検査費用は当事業者で負担するものとする。

(苦情処理)

第11条 事業者は、利用者からの相談や苦情等に対応する窓口を設置し、自ら提供した介護予防支援および介護予防ケアマネジメント又は介護予防サービス計画に位置づけた介護予防サービス等に関する利用者の要望や苦情等に対し、迅速に対応します。

(虐待の防止のための措置に関する事項)

第12条 事業所は、利用者の人権擁護・虐待等防止のために次の措置を講じるものとする。

- 1 虐待防止のための対策を検討する委員会を設置する。また、委員会を定期的に（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする）開催する。
- 2 虐待防止のための指針を整備する。
- 3 虐待を防止するための従業員に対する定期的な研修を実施する。
- 4 虐待防止に関する措置を適切に実施するための担当者を設置する。
- 5 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

(身体的拘束等の原則禁止)

第13条 事業所は、サービス提供にあたっては、利用者又は他の利用者の生命または身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束を行ってはならない。

- 2 事業所は、やむを得ず前項の身体的拘束等を行う場合には、その様態及び時間、その際の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由など必要な事項を記載することとする。

(業務継続計画の策定等)

第14条 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定介護予防支援及び介護予防ケアマネジメントの提供を継続的に実施するため、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

- 2 事業所は、従業員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施するものとする。
- 3 事業所は定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

する。

(感染症の予防及びまん延の防止のための措置)

第15条 事業所において感染症が発生し、またはまん延しないように次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

- 1 事業所における感染症の予防、及びまん延防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことが出来るものとする。）をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
- 2 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備する。
- 3 事業所において、従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施する。

(その他の運営に関する重要事項)

第16条 その他運営に関する重要事項は次のとおりとする。

1 従業者の研修

当事業所は、職員等の質的向上を図るための研修の機会を次のとおり設け、業務体制を整備する。

- ① 採用時研修 採用後1ヵ月以内
- ② 継続研修 年2回

2 職員に対するハラスメント

利用者又は家族が、事業所や当事業の従業者又は他の利用者に対して、この契約を継続し難いほどの背信行為〔介護現場におけるハラスメント対応マニュアルに定義する、身体的暴力（たたく等）及び精神的暴力（大声を発する・怒鳴る等）、セクシャルハラスメント（必要もなく手や腕をさわる等）のハラスメント行為を含む〕又、カスタマーハラスメント（優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えた過剰な要求等）を行い、従業者の就業環境が害される状態が改善されない場合、行政機関等との協議の上（契約の終了等を含む）然るべき措置を講じます。

この規程に定める事項の他、運営に関する重要事項は、きらり健康生活協同組合との協議に基づいて定めるものとする。

附則

この規定は、平成18年4月1日から施行する。

この規定は、平成19年7月17日から施行する。

この規定は、平成21年12月1日から施行する。

この規定は、平成28年3月1日から施行する。

この規定は、平成29年9月22日から施行する。

この規定は、令和6年8月1日から施行する。

この規定は、令和7年4月1日から施行する。